

答申第 1118 号

諮問第 1795 号

件名：農地転用許可申請書等の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、権利を設定し又は移転しようとする契約の内容が分かる部分及び資金調達の計画が分かる部分を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき令和 6 年 1 月 6 日付けで行った開示請求に対し、知事が同年 2 月 15 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由（略）

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書開示請求書には、「令和○年○月○日付け○高農委第○号で高浜市農業委員会会長から進達のあった農地法 5 条 1 項の規定による農転関係書類（株式会社 A 関係分）」と記載されていたことから、同日付けで高浜市から進達のあった株式会社 A（以下「当該事業者」という。）関係の農地法（昭和 27 年法律第 129 号）第 5 条第 1 項の規定による令和○年○月○日付け転用許可申請書とその添付書類及び許可申請書に係る同月 28 日付けの高浜市の意見書を請求内容に合致する文書として特定した。

(2) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書において、「権利を設定し又は移転しようとする契約の内容が分かる部分」及び「資金調達の計画が分かる部分」の不開示処分を取り消すとの決定を求めるとした上で、条例第 7 条第 3 号イに該当する理由付記について行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 14 条第 1 項で規定される理由の付記をしたことにはならず違法である旨を主張している。

したがって、本件審査請求の対象となる部分は、条例第 7 条第 3 号イに該当するとして不開示とした部分のうち、「権利を設定し又は移転しよう

とする契約の内容が分かる部分」及び「資金調達の計画が分かる部分」であると解されるため、以下当該部分を開示しないこととした理由及び当該部分の理由付記について述べる。

(3) 条例第7条第3号イ該当性について

ア 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容が分かる部分について
権利を設定し又は移転しようとする契約の内容が分かる部分については、売買、賃貸借、使用貸借等、事業用地を確保するために当該事業者が土地の権利者との間でなした私人間の契約等に関する情報であり、これらは当該事業者の内部管理情報であって、仮に当該情報を開示した場合、当該事業者の財務状況や経営方針等が推測されるおそれがあり、ひいては信用の低下を招くおそれがあるなど、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、権利を設定し又は移転しようとする契約の内容が分かる部分は、条例第7条第3号イに該当する。

イ 資金調達の計画が分かる部分について

資金調達の計画が分かる部分については、事業に係る経費とその調達方法及び財務情報が記載されており、これらは当該事業者の内部管理情報であって、仮に当該情報を開示した場合、建築費や用地取得に係る費用等の事業費といった当該事業者が事業を行うための経費の金額や、自己資金や金融機関等からの融資等その調達方法が分かることから当該事業者の財務状況を明らかにすることになり、当該事業者の信用の低下を招くおそれがあるなど、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、資金調達の計画が分かる部分は、条例第7条第3号イに該当する。

(4) 本件一部開示決定通知書における理由付記について

審査請求人は、審査請求書において、本件行政文書一部開示決定処分における理由は、単に条例第7条第3号イの該当部分を転記したものであることから、開示しないこととした理由を記載したことにはならず、行政手続法第14条第1項で規定される理由の付記をしたことにはならず違法である旨を主張している。

このことについて、本件一部開示決定通知書には、別表のとおり開示しないこととした部分が具体的に記載されているほか、開示しないこととした根拠規定だけでなく、当該規定を適用する理由について記載されており、不開示部分が条例第7条第3号イに該当することの根拠を了知し得るため、理由付記は適法に行われている

4 審査会の判断

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、令和〇年〇月〇日付けで知事宛てに提出された農地法第5条第1項の規定による許可申請書及びその添付書類並びに令和〇年〇月〇日付けで高浜市農業委員会会長から愛知県西三河農林水産事務所長宛てに進達された農地法第5条第1項の規定による転用許可申請書に係る意見書である。

(2) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書及び反論書において、権利を設定し又は移転しようとする契約の内容が分かる部分及び資金調達の計画が分かる部分について、条例第7号第3号イに該当しない旨を主張し、併せて、本件一部開示決定における当該部分の理由付記は、処分の理由を示したことにならない旨を主張している。

これらのことから、当該部分が条例第7条第3号イに該当するか否か、本件一部開示決定通知書における理由付記が適法か否かについて、以下検討する。

(3) 条例第7条第3号イ該当性について

ア 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容が分かる部分について

実施機関によれば、権利を設定し又は移転しようとする契約の内容が分かる部分については、事業用地を確保するために当該事業者と土地の権利者との間でなした私人間の契約等に関する情報であり、当該事業者の内部管理情報であって、これを公にすると、当該事業者の財務状況や経営方針等が推測されるおそれがあり、ひいては信用の低下を招くおそれがあるなど、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとのことである。

当審査会において当該部分を見分したところ、権利を設定し又は移転しようとする土地に係る契約の具体的な内容が記載されていた。

この情報は、当該事業者がいかなる契約を締結したかを示す性質を有する内部管理情報であるから、この情報を公にすることは、当該事業者の経営上の判断の秘匿に関する正当な利益を害するおそれがあることが客観的に認められる。

イ 資金調達の計画が分かる部分について

実施機関によれば、資金調達の計画が分かる部分については、事業の経費とその調達方法及び財務情報が記載されており、これらは当該事業者の内部管理情報であって、これを公にすると、当該事業者の事業経費の金額や資金の調達方法等が分かることから、当該事業者の財務状況を明らかにすることになり、当該事業者の信用の低下を招くおそれがあるなど、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとのことである。

当審査会において当該部分を見分したところ、農地転用に関連する事

業の事業費や調達する資金の具体的な金額や内訳等が記載されていた。

この情報は、当該事業者がいかなる方法でどれぐらいの資金を調達するか等、当該事業者の私企業としての信用や経営方針に直接関連する性質を有する内部管理情報であるから、この情報を公にすることは、当該事業者の正当な利益を害するおそれがあることが客観的に認められる。

ウ よって、これらの情報は、条例第7条第3号イに該当する。

(4) 本件一部開示決定通知書における理由付記について

当審査会において本件一部開示決定通知書を確認したところ、開示しないこととした根拠規定のみならず、開示しないこととした部分について具体的に列挙しており、また、当該規定を適用する理由として、条例第7条第3号イに該当する理由を「法人その他の団体に関する内部管理情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため」として法人その他の団体の内部管理情報である旨を提示しており、条例第7条3号イのどのような理由により不開示とされたのかを了知し得るものと認められる。

また、原則として15日以内という短期間に開示決定等を行うと定めている条例第12条第1項の規定及び理由の提示が求められる趣旨に照らせば、本件一部開示決定通知書において本件弁明書に記載した程度にまで具体的に理由の提示をしなければならないとまでは解されない。

以上のことからすれば、本件一部開示決定通知書の理由付記は適法なものとして認められる。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

令和〇年〇月〇日付け〇高農委第〇号で高浜市農業委員会長から進達のあった農地法第5条第1項の規定による転用許可申請書とその添付書類及び許可申請書に係る高浜市の意見書

別表

開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の氏名、個人の住所、個人の電話番号、個人の職業及び個人の年齢 ・ 個人の署名 ・ 個人の印影 	<p>愛知県情報公開条例第7条第2号に該当</p> <p>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の印影 ・ 団体の印影 ・ 定款 ・ 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容が分かる部分 ・ 資金調達計画が分かる部分 ・ 事業計画書中、従業員の状況 	<p>愛知県情報公開条例第7条第3号イに該当</p> <p>法人その他の団体に関する内部管理情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</p>

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
6 . 6 . 6	諮問 (弁明書の写しを添付)
6 . 6 . 14	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
6 . 7 . 24 (第 690 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
6 . 9 . 20 (第 692 回審査会)	審議
6 . 10 . 29	答申